

亀岡社保協通信

第 58 号 2024. 1 月 17 日
亀岡市社会保障推進協議会
余部町上条 13 亀岡教育会館内

健康保険証廃止問題で亀岡市保健医療課と懇談

亀岡市社会保障推進協議会は 1 月 10 日に、健康保険証の廃止問題について亀岡市保健医療課と懇談を行いました。



『マイナ保険証の撤回・中止を求めるとはしない』

亀岡社保協から、国に対して現在の健康保険証の存続を求める意見を国に挙げるよう求めたのに対して、亀岡市は、「マイナ保健証によって自己の医療情報にアクセスすることができ、適正な医療を受けることができる。マイナ保険証の廃止を求めることはない。」と回答しました。

『資格確認書は、国保被保険者全員に申請無しで交付する』

資格確認書の発行対象者はどうなるのかに対して、亀岡市は「資格確認書は、マイナ保険証を取得している方も含め国民健康保険被保険者全員に申請無しで交付する」を回答しました。

『令和 6 年 4 月 1 日発行の保険証の期限は令和 6 年 12 月 1 日まで』

国は 12 月 2 日の廃止後も最長 1 年間は発行済みの保険証を使用できるとしているが、亀岡市が令和 6 年 4 月 1 日に発行する健康保険証はいつまで有効なのかに対して、亀岡市は「令和 6 年 4 月 1 日発行の国民健康保険証の期限は令和 6 年 12 月 1 日までが適当だと考えている」と回答しました。

『資格確認書の有効期限は 1 年』

国は資格確認書の有効期限を最大 5 年で保険者決めるとしているが、亀岡市は資格確認書の有効期限をどう設定するのかについて、亀岡市は「資格確認書の有効期限は 1 年が良いと考えている」と回答しました。

『有効期限終了後も、そのつど申請無しで資格確認書を発行する』

資格確認書の有効期限が終了したときには、そのつど申請が必要となるのかについて、亀岡市は「有効期限終了後、そのつど申請無しで資格確認書を発行するのが良いと考えている。マイナ保険証が定着し被保険者の理解と利便性が深まれば変更することはあり得る。当面は申請無しで発行するが永久にとは言えない。」と回答しました。

『後期高齢者医療保険について亀岡市としてどうの言うのは難しい』

後期高齢者医療保険について京都府広域連合に委ねるのではなく、亀岡市民である後期高齢者の受療権を守る責任があるのではないかということについて、亀岡市は「亀岡市としてどうの言うのは難しい。亀岡国民健康保険としての資格確認書の取り扱いについて広域連合の方に伝えてある。」と回答しました。

亀岡市が資格確認書を全員に申請無しで配布せざるを得ないことは、国が強行しようとしている健康保険証廃止の道理のなさを明らかにするものです。国の悪政に地方自治体が本来必要のない対応に追われています。医療をより必要とする後期高齢者の受療権を守るためにも、健康保険証存続を求める取り組みを強めましょう。

亀岡市介護保険事業に
関する要請書を亀岡市に提出
亀岡社保協は、1月12日に亀岡市介護
保険事業に関する要請書を亀岡市に
提出し懇談を要請しました。